

生命保険会社破綻と家計・保険契約者の選択：  
保険契約者は何に注目して生保会社を選べばよいのか、  
あるいは保険契約者は何に注目しているのか

日本経済研究センター 白石小百合  
広島大学 松浦克己

1980年代『ザ・セイホ』とまで言われた国内生保会社であるが、1990年代後半以降戦後から営業していた伝統のある「国内20社」(いわゆる漢字生保)の内7社までが法的に破綻し債務不履行となった。更に、生命保険会社の法的破綻(保険業法による業務停止命令、金融機関更正特例法による更生手続き開始申し立て)前に予定利率の引き下げ等が行われ、生命保険会社がデフォルトするという事態が想定されるほど生保業界の混迷は深まっている。

保険業法の改正で認められるようになった予定利率の引き下げや解約の一時停止は、定義によりデフォルトである。予定利率の引き下げが図られる時にとられる解約の一時停止は、経済的には預金封鎖と異ならない。

この法改正により、家計や企業(保険契約者)は当該金融機関が法的に破綻する前にデフォルトに直面することがあるという空前の事態に立ち至った。このようにデフォルト・リスクが実際のものとなり、今後も続く想定される中で、家計や企業という保険契約者が資産選択を適切に行うための情報は十分に提供されていたのか、実際の破綻はどのように処理されたかを考察し、その中で保険契約者は民保各社をどのように評価し選択を行ったのかを検証することが本稿の目的である。保険契約者による生保各社に対する選別が機能することが、生命保険会社の適切な生命保険商品の設計と資産運用・契約管理という経営の規律付けにつながるからである。